　　第２０１７０００４６９７４号

平成２９年５月２４日

各障害福祉サービス事業所等運営法人 代表者　様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長

（　公　印　省　略　）

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例等の一部改正について（通知）

このことについて、鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例及び鳥取県障がい福祉サービス事業に関する条例施行規則を下記のとおり改正しましたのでご承知ください。

（担当：障がい福祉サービス担当　柏木　電話：０８５７－２６－７１９３）

記

１　改正概要

（１）就労継続支援Ａ型について、サービスの提供にあたって利用者に事前に説明すべき重要事項（運営規程に定めるべき事項）として次の事項を追加。（条例の改正）

ア　生産活動の内容

イ　利用者の労働時間、賃金及び工賃

（２）就労継続支援Ａ型について、サービス提供にあたって遵守すべき事項として以下の内容を追加。（条例施行規則の改正）

　　ア　利用者の就労に必要な知識及び能力の向上につとめ、利用者の希望を踏まえ就労の機会を提供すること。

　　イ　利用者への賃金等の支払いに自立支援給付費を充てないこと。

　　ウ　生産活動による収益が、雇用契約を締結した利用者に支払う賃金の総額以上となるようにすること。

（３）施行日　平成２９年４月１日

２　添付書類

（１）鳥取県公報（平成２９年３月２８日号外第２６号及び号外第３１号）抜粋

（２）各改正後全文